

市立病院 通信

平成30年11月1日発行 第1号

当院の取り組みや健康に関する様々な情報をお知らせします

茅ヶ崎市立病院

～ 健やか・共創 ～

〒253-0042 本村5-15-1

☎0467-52-1111

茅ヶ崎市立病院

検索



茅ヶ崎市立病院
QRコード



地域に寄り添い、チーム医療を強化！

患者支援センターの役割とは

平成30年8月、茅ヶ崎市立病院に「患者支援センター」が設置されました。一層地域に寄り添い、チーム医療を強化する組織・体制が実現します。

入退院支援、総合相談、地域医療連携 がっちり3本柱で総合的にサポート

茅ヶ崎市立病院は地域医療支援病院として、従来から「地域医療連携室」があり、地域のかかりつけ医療機関と役割や機能を分担するとともに、綿密な連携を図ってきました。

この地域医療連携室に、総合相談部門を充実させたのが「患者支援センター」です。入院前から退院までの継続した支援が大きな役割といえます。

例えば、高齢の方などが入院した際に気になるのが退院後のこと。転院や施設入所、在宅療養など、検討するには時間が必要です。入院前から情報を集め、相談にきめ細かく対応することで、退院後を視野に入れた支援につなげます。これは患者さんやご家族にとって心強いサポートになります。

もともと市立病院では地域の在宅医療医や訪問看護ステーションとの意見交換を行い、情報共有を大切にしてきました。その延長線上で、一層手厚い体制が構築されたといえます。

このような入退院支援に加えて「総合相談」の窓口が幅広い相談業務に対応します。中でも、がん相談窓口は市立病院以外に通院・入院している方でも利用が可能です。がん相談員の資格を持つ看護師が、がんの情報提供や緩和ケア相談などにあたっています。

引き続き、地域医療連携を強化し、患者支援センターの機能充実を図りながら、市民のみなさんが住み慣れた地域で安心して過ごせる取り組みを進めてまいります。

医療・看護・福祉が手を携えて

病院といえば、医療・看護が中心とイメージしがちですが、患者支援センターでは、社会福祉士がメンバーに加わることで、福祉を含めた総合的な患者さんの支援をしています。患者さんの治療の先にある大きな目標には、身体的・社会的自立が挙げられますが、それを支えるために、当院では、医療・看護・福祉による連携した取り組みを行っています。

例えば、入院生活や診療スケジュールのご説明はもちろんのこと、退院後のことについて、社会福祉士を交えたサポートを行っています。

患者支援センターでは、患者さんやご家族の不安や悩みを相談できる体制を整えています。ささいなことでも一人で悩まず、お立ち寄りください。



きめ細かくサポートします

入院時

- 緊急入院や予定入院の手続き
 - 入院生活の説明
- 患者さんが入院前から退院まで安心して治療を受けられるように、普段の生活状況をお伺いします。

入院・通院中

- がんの治療やお薬・手術について
- 緩和ケアについて
- ホスピス等療養相談
- リンパ浮腫について
- セカンドオピニオン相談 など

退院に向けて

- 退院・転院の相談
- 在宅医療サービス等との連絡調整
- 回復期・療養型病院等との連絡調整
- 老健等施設との連絡調整
- 医療費について

住み慣れた地域へ

- セカンドオピニオン相談
- 地域の医療機関、施設等の情報提供
- 社会保障制度活用支援
- 医療機関からの予約受付

患者支援センタースタッフから一言

すべての相談窓口です

センター所長 西村 八重子



患者さんのすべての相談窓口が患者支援センターです。がんや認知症専門の看護師も在籍しています。「患者さんと一緒に考えたい」というのが、スタッフ全員の強い思いです。各分野のエキスパートが力を結集し、退院後もこの茅ヶ崎で未永く生活できるよう、地域との連携を進めてきました。私は当院で看護師として40年間勤めてきましたが、患者支援センターは、地域のみなさんが求めているものだと思感しています。

患者さん、ご家族の気持ちに寄り添って

社会福祉士 本多 祐子



入院された患者さんへの早い時期のごあいさつから私の仕事は始まります。医師の説明に同席することがありますが、患者さんやご家族が、混乱してしまう場面も。どんなことが心配なのかを共に考え、整理し、それぞれの状況に合わせて社会福祉の制度やサービス、介護保険などについて案内します。信頼関係を築き、生活のことや経済的な問題などの解決のお手伝いができれば何よりです。患者支援センター全体がチームとなって対応しています。

退院後も困らないように

看護師 川崎 美里



患者さんの今までの「暮らし」に目を向け、院内多職種と協働し、退院支援を行っています。患者さんとご家族、両方の気持ちを大切にしながら、入院から在宅へとスムーズに移行できるよう、切れ目のないサポートを意識して活動しています。例えば退院前の自宅訪問では、まず公道から玄関まで段差など障害となるものはないかをチェック。室内では生活動線を細かく確認します。みなさんの不安が少しでも軽減されるよう、日頃から丁寧な対応を心がけています。

関節リウマチを 知っていますか

市立病院では、市民のみなさんの健康増進を目指して公共施設などで「出張講座」を開催しています。定期的に行われるこの講座では、身近なテーマについて専門医が詳しく解説し、市民のみなさんに好評です。講座の内容と講師を務めた医師を紹介します。



7月20日に茅ヶ崎地区コミュニティセンターで行われた市立病院の「出張講座」で、関節リウマチを知っていますか?の講師を務めました。講師を務めた医師は、茅ヶ崎市立病院リウマチ膠原病内科・上原武晃医師です。

代表的症状は朝のこわばり、 関節の腫れと痛み

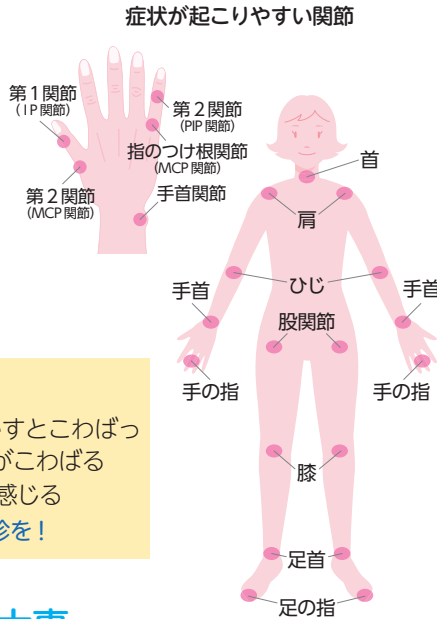
「関節リウマチ」は、関節に腫れや痛みを発症し、徐々に変形していく全身の炎症性疾患です。免疫が過剰に働き、関節に炎症が起きる病気で、原因は明らかになっていません。国内の患者数は約70万人。女性に多く、男性の3～4倍。30～50代の発症が多く、60～70代にも比較的良好に見られます。

代表的な症状は、「朝のこわばり」「関節の腫れと痛み」です(右図)。診断は関節症状や画像、血液検査などで行います。

初期症状

- ◆ 朝起きたとき、手や足を動かすとこわばって動かすのが難しい。特に手の指がこわばる
- ◆ 手や足の関節に腫れと痛みを感じる

1か月以上続いたら受診を!



早期に適切な治療を始めることがもっとも大事

関節リウマチによる関節破壊は早期から進行します。発症から2年以内に急速に症状が進むことが多いので、できるだけ早く適切な治療を開始することが大切です。治療の4本柱は、①基礎療法②薬剤③手術④リハビリテーションです。

ここ10年ほどで薬の開発が進みました。早期に発見して抗リウマチ薬を服用すれば、関節の破壊を抑制することができます。さらに関節破壊を防ぐ効果が高い生物学的製剤も保険適用されているものが数種類あり、数週間ごとの注射や点滴で対応します。いったん関節が破壊し、変形すると元に戻らないため、早期発見・早期治療開始が有効です。



リウマチ膠原病内科 科部長
上原武晃医師

茅ヶ崎市立病院リウマチ膠原病内科では、関節リウマチをはじめとする自己免疫および炎症性疾患を対象に診療を行っています。関節超音波検査を積極的に行い、合併症に対するケアにも取り組んでいます。現在使用可能な生物学的製剤は7種類全て導入。当院は日本リウマチ学会教育施設に認定されています。

関節リウマチは、長く付き合っていく病気です。患者さんの求めるものも、その時点での状態により一人ひとり異なります。「こんなに良い薬があるのならもっと早く治療を始めていたかった」「これまでと同じような生活が送れてうれしい」などの声が寄せられています。

今後も可能な限り患者さんの本来の意思に沿えるようにサポートをしていきます。

一人ひとりの意思に沿えるようにサポート

ご希望のテーマに応じて 出張講演会を開催

市民のみなさんの健康増進・病気予防などを目的として、市立病院の医師・医療スタッフが出張して、講演会を開催します。費用は無料です。詳細は市立病院医事課 ☎ 0467-52-1111 にお問い合わせください。

70歳以上の方へ

高額療養費の上限額が変わります!

平成30年8月から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が右表のとおり変更になりました。

医療費が自己負担限度額を超える場合は、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方及び低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することにより医療費の窓口での負担が自己負担限度額までとなります(お食事代や差額ベッド代等の保険診療外ものは別途必要となります)。認定証を医療機関の窓口へ提示されない場合の窓口負担の上限は3割負担の方は現役並みⅢ、2割(1割)負担の方は一般となり、差額は後日ご加入の健康保険から払い戻しされます。

「限度額適用認定証」の交付については、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方
→ご加入の医療保険者
- 茅ヶ崎市国民健康保険にご加入の方
→茅ヶ崎市福祉部保険年金課給付担当 ☎ 0467-82-1111
- 後期高齢者医療制度にご加入の方
→茅ヶ崎市福祉部保険年金課後期高齢者医療保険担当 ☎ 0467-82-1111

	所得区分	外来(個人単位)		限度額適用認定証の提示
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (4回目以降 140,100円)		不要
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (4回目以降 93,000円)		必要
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)		必要
一般	課税所得 145万円未満等	18,000円 ※	57,600円 (4回目以降 44,400円)	不要
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円 ※	24,600円	必要
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	必要

※ 8月～翌年7月の年間限度額 144,000円

■ 紹介状をお持ちください

平成30年7月から他の医療機関からの紹介状を持たずに市立病院を受診する場合は、通常の初診料のほかに「選定療養費」(5,400円、税込み)をご負担いただくことになりました。

初期の医療は患者さんの身近にある診療所が担い、診療所が対応できない医療は地域の基幹病院が担うという医療機関の機能分担の推進を目的として、市立病院など400床以上の地域医療支援病院で徴収が義務づけられています。



茅ヶ崎市立病院

☎ 0467-52-1111

- ◇受付時間 = 午前8時30分～11時
- ◇診療時間 = 午前9時～午後5時
- ◇休診日 = 土・日曜日、祝日、年末年始